

第2節 網走市における司法事情

中村俊介

はじめに

2010年8月30日、私の地元である北海道網走市にある網走市役所、オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所に調査訪問し、お話を伺いました。

網走市で行われている法律相談体制、弁護士業務の現状について、ヒアリング調査をもとに報告します。

1. 網走市役所

(1) 網走市の紹介



所在地

〒093-8555

北海道網走市南6条東4丁目

TEL: 0152-44-6111



網走市は北海道の北東部にあり、オホーツク海に面しています。そして海、湖、川、山と変化に富んだ景観が特徴で、特に冬にはアムール川から白い大地となって海を埋め尽くす流氷を見ることができ、有名な観光地となっています。現在の人口は39,629人で（平成22年2月現在）、農業、漁業共に盛んであり、テンサイ、ジャガイモ、ホタテ貝、スケトウダラ、サケが多くとれます。

弁護士はオホーツク北斗ひまわり基金法律事務所と河邊法律事務所に各1人ずつ、計2人います。

(2) 弁護士法律相談

網走市役所企画調整課広報広聴係の伊倉さんに話を伺うことができました。網走市では

平成 20 年から月に 1 回、月の最終週の火曜日に弁護士法律相談を実施しています¹。これはよりたくさんの人から弁護士が話を聞くきっかけとして、市内の河邊弁護士が市役所に声をかけたことで始まりました。相談時間は 1 人 30 分で、1 回に 4 人までの相談を、2 人の弁護士が月替わりに交互に受けています。また月の半ばに電話で予約して相談をしますが、早ければ 20 分で予約が埋まる場合もあるそうです。

市民の方は無料で相談をすることができ、名前、年齢、職業を聞いてから相談を始めます。なかにはこれらの質問に回答することを拒絶する人や双方代理²に抵触する場合もあり、このような場合は直接または別の法律事務所へ有料で依頼しています。市外の方が網走市民のみ相談可能ということを知らずに電話してくることもあるとおっしゃっていました。

(3) その他の相談

弁護士法律相談の他に網走市役所では、消費生活相談員が行う多重債務相談窓口、市役所外にも網走消費者協会による消費者相談室³があり、多重債務を始め、オレオレ詐欺等の消費生活に関するトラブルについて相談を受けています。他の法律の相談に関しては、法テラスが一番近いところでも車で 3 時間強かかる釧路市にしかないことから、オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所、河邊法律事務所を主に紹介するそうです。

2. オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所

(1) 所在地



〒093-0016

北海道網走市南 6 条西 2 丁目 4-1

フロムワンビル 1F

TEL: 0152-61-4366

(2) 川瀬敏朗弁護士の紹介

川瀬弁護士は福島県出身で、2006 年まで東京で弁護士をされていました。東京では倒産村と呼ばれるほど倒産業務が多かったこともあり、とても多忙であったそうです。網走に

¹ 詳しい日程については毎月発行される広報あばしり最終頁に記載されている。また弁護士法律相談が実施される前は、法的な助言が必要な相談に関し、有識者や市役所の OB が、必要な助言や情報提供などを行っていた。そして窓口では解決できないようなより専門的な対応が必要な相談内容については、内容に応じて弁護士や司法書士などの適切な相談先を紹介する形式だった（平成 18 年網走市議会第 4 回定例会議録 51 頁）。

² 同一人が法律行為の当事者双方の代理人となること（民法 108 条）。弁護士法 25 条で禁止されている。

³ 網走市駒場南 1 丁目 4-1 ふれあい活動センター内。

来た理由は、福島に帰る前にワンクッションとしてひまわり基金法律事務所の弁護士として経験を積もうと思われ、どうせ行くなら遠いところで、東京へのアクセスを考えて網走を選んだとおっしゃっていました⁴。また、ひまわり基金法律事務所に弁護士が1人しかないことについては、何人か弁護士がいる法律事務所でのチームプレーも良いが、1人で働く心地よさもあるそうです。現在は、事務職員2人を含む計3人で業務を行っています。

(3) 業務状況

年間の業務件数は、主なもので債務整理が約100件、家事調停が約20件で、受任案件の割合としては、個人債務整理50%、一般民商事事件25%、管財事件を含めた事業者債務整理15%、刑事事件10%となっています⁵。これら2つは東京にいた頃より多いようですが、国選弁護は月に2回程度とその他の業務は多くなく、東京では多忙だったため、現在は少し楽になったとおっしゃっていました。

依頼者の居住地は網走市が6割、斜里町が1~2割で、受任ルートは「知り合いから教えてもらって」が4割、「目立つので事務所の前を通って知った」が3割、その他法テラス、裁判所等の紹介によって知った人が相談に来られるとのことでした。

市が開く法律相談については、無料で相談ができるからか相談に来る必要性のない人が来て、来る必要のある人が来ていないことがあるかもしれないとおっしゃっていました。弁護士による法律相談を始めた時期については、他の町はかなり早くから市の無料法律相談をしていたのになぜ網走市は今までやっていなかったのか、と思われていたそうです。

また網走市で弁護士業務を行うメリットとしては、個人の相談が多く自分の考えが直接依頼者に届く充実感が得られることにあるとのことでした。また、網走のみのメリットではありませんが、会社関係の事件が少なく、家事事件等が多いことから個人の相談が多いことがあります。デメリットとしては、弁護士の数が多いわけではないので受任しない自由がほとんどないことを挙げておられました。

弁護士業務以外の仕事としては、講演が年に2、3回あり、この地に留まると決めた場合には法教育を行っていききたいとおっしゃっていました。

(4) 網走市における弁護士活動について

網走市には弁護士が2人しかいないことから、利益相反⁶が起こる可能性が高く、両方の弁護士に相談に来てしまう方もいます。網走での利益相反は川瀬弁護士が想定していたよりも少ないようですが、それでも予約時点で利益相反になる恐れが年に5、6回ほどあるのが現状です。このような問題がある中でも、網走で弁護士が2人の現状人数は適正であるとおっしゃっていました。その理由は、利益相反はきちんと電話予約の時などに事前に確認さえすれば生じる可能性を減らすことができ、業務は忙しいがこなしきれないほどではないことから、網走は弁護士過疎ではないとお考えのためです。

また、紛争処理機関が遠いことから、第一審の裁判を東京にいた頃よりも特に大切にし

⁴ 網走市から最寄りの女満別空港へは車で約20分。

⁵ 川瀬敏朗「オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所」自由と正義60巻1号(2009年)114頁参照。

⁶ 利益相反とは、裁判の当事者双方に同じ法律事務所の弁護士が助言することなどを指し、依頼者の利益を損なう恐れがあり弁護士職務基本規程で禁止されている。

ていかなくはならず、控訴が難しくなっておっしゃっていました（控訴審は札幌高等裁判所）。この事情は、第一審で和解に進みやすい要素にもなっているとのことです。

おわりに

今回地元である網走市の市役所、法律事務所を調査訪問させていただいたことで、普段生活してきたのに、調査訪問をしなければ分からなかった網走市の司法事情を学ぶことができ、とても良い経験になりました。とりわけ問題視されるのは、北海道に高等裁判所が札幌にしかなく、そのことによって、国民に認められている上訴が地域（今回の調査では網走）によって難しくなっていることでした。これは、日本の都道府県で一番大きな面積を持つ北海道ならではの問題だと思います。

ひまわり基金法律事務所の設置等により弁護士過疎は解消されてきましたが、裁判所の充実は十分でなく、地方裁判所が遠いといった問題に加えて、高等裁判所が遠いことで第一審の比重がますます重くなるという、今まで見てきた司法過疎とは違った面のある網走市の司法過疎の現状を知ることができました。今後、面積が大きく僻地に住む人に司法サービスが届きにくい北海道において、弁護士過疎対策はもちろんのこと、裁判所、検察庁の充実といった司法過疎対策が重要になってくるのではないかと感じました。

また、裁判員制度が始まってもうすぐ2年が経過しようとし、以前よりも司法が身近に感じられるようになってきました。しかし、司法過疎によって物理的に距離が遠い人は、そうでない人と比べて、司法の敷居をより高く感じてしまう可能性が少なくないと思います。そうした意味でも、今回市役所で行われていた法律相談の現状、法律事務所における業務状況や問題点を伺えたことは、大変有意義でした。

最後になりましたが、貴重な時間を割いてヒアリングに応じてくださった網走市役所の伊倉様、川瀬弁護士、報告未掲載ですが河邊弁護士、本当にありがとうございました。

参考文献・URL

川瀬敏朗「オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所」自由と正義 60 巻 1 号（2009 年）

網走市 HP（<http://www.city.abashiri.hokkaido.jp>）

釧路弁護士会 HP（<http://www.946jp.com/ben54/>）



オホーツク北斗ひまわり基金法律事務所の外観